

特集

古文書の世界

The Great Exhibition The World of Japanese Historical Documents

二〇一四年八月五日(火)～八月三十一日(日)
東京国立博物館本館15室

Tuesday, August 5 — Sunday, August 31, 2014
Room 15, Honkan, Tokyo National Museum

古文書とは、他者に用件を伝えるために書かれたもので、主に江戸時代までの文書をさします。

そこに何が書いてあるかを知るには、まず文字の解説が必要になってきます。

なかには、とても読みにくいものもありますが、

古文書には、内容のほかにも多くの情報が含まれています。

たとえば、文字の書風や、人の名前が書かれている位置、

使用した紙の種類や大きさなどの特徴、

さらには相手に渡す際の紙の折り方、封のしかたなどです。

いろいろな角度から文書を検討することによって、

誰が、何の目的で作成し、どのようにして

今日に伝わったのかを考える手がかりを得ることができます。

ここでは、展示する文書のなかから、

著名な人物に関わる文書「A」、

家族や親しい人との間柄を示す文書「B」、

国家間の重要な内容を伝える外交文書「C」をとりあげます。

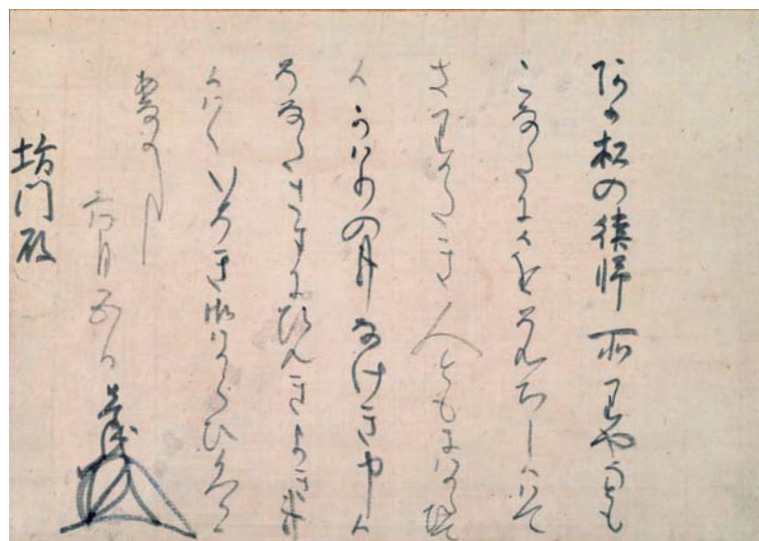
相手に何を伝えるかによって、

さまざまな様相を示す古文書の世界をご紹介します。

When understanding historical documents from before the Edo period, it is necessary to decipher the writings which are often illegible. Meanwhile, we can obtain many further information through looking at the documents themselves, in addition to the written contents.

For example, the written characters used, the part of paper on which the addressee's name was written, the types of paper, sizes, and their way of use, along with how the documents were folded and sealed, suggest us the intentions of the relevant people and their relationships with the recipients. These information also help us to know how the documents came to be inherited to this day.

This exhibition mainly focuses on documents related to historically famous figures, family affairs, and diplomacy, to introduce the styles in writing and the use of paper seen in the various historical documents.



書状 足利尊氏筆

Letter from Ashikaga Takauji

南北朝時代・14世紀 縦31.0cm、横44.0cm
B-2490

「息子にあてた丁寧な書状」

書状 足利尊氏筆

(年未詳)六月五日 南北朝時代・十四世紀

足利尊氏(一三〇五～五八)は室町幕府初代將軍。あて名の「坊門殿」は、尊氏の嫡男で、京都三条坊門に屋敷を構えていた義詮(一二三〇～六七)です。

尊氏は、家臣の赤松則祐の所領を、知らないで他人に与えてしまいました。義詮に対し、則祐が嘆き申しているのを、替わりの土地が京都にあれば、急いで取り計らってほしいと頼んだ書状です。息子あてとはいえ、その様式は署判を加えた、礼を重んじるものとなっています。内容から、観応三年(一二三二)、尊氏が鎌倉にいた四十八歳の書状と思われる。

あか松の律師所りやうとも／こなたに候を、そんちし候ハて、／さりかたき人ともハからひて／候、かハリの事、なけき申候、／そなたさまにひんきよき事／候ハ、いそぎ御はからひ候へく候、／あなかし。

六月五日

尊氏(花押)

坊門殿

「A急ぎの用事でやり取りされた往復書状」

書状 藤原定家筆（年月日未詳）鎌倉時代・十二世紀

藤原定家（一一六二～一二四二）が、正治元年（一一九九）正月十三日に行なわれた八条院（鳥羽天皇の三女、一一三七～一二二一）の日吉社参詣に供奉（お供）を命じられたときのもの。翌日に供奉を控えた定家は、不安のあまり、田舎から取り寄せた馬や、詩歌会の際に清書を担当する人物などについて、同行予定の一人に相談をもちかけています。

文中の合点と異筆の文字がその返事で、末尾の「定家」の右側にある「宗」あるいは「実」と読める人物が相談の相手です。おそらく書状を届けた使者の目前で書き入れたと思われる。このように受け取った書状の行間に書くという、まるでメールのようなやり取りを示す往復書状を、勘返状（かんへんじょう）といいます。

十五日影供候云々、

抑俄申状、返々雖恐思給／候、あまりに事闕候て、／失東西、術尽候て、

馳申／候、明晩十三日

八条院／御共参日吉社候、

田舎二、／候馬を取寄候

之間、／案候云々、／

「共以参候也、さた事の候

しと覚候也、」〔合点・異筆〕

極不思懸事にて候へ／

「已哥一見之由、存候て見

参候也、」〔異筆〕

院御所并故殿候し／

「清範之許にそ候らん、」〔異筆〕

詩哥合やもし御書／写

候ハ、必きと申／請候哉

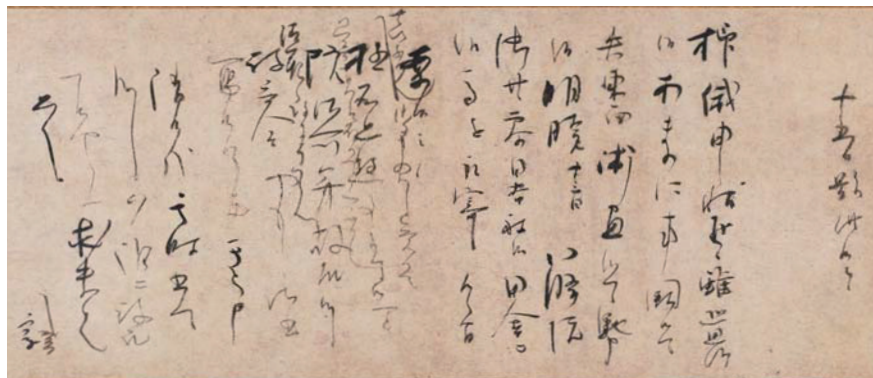
其時書て／候しヲ、誰二被

取／て候やらん、求失候

也、／恐々謹言

「□（合点・異筆）」

定家



書状 藤原定家筆

Letter from Fujiwara no Sadaie and its reply
鎌倉時代・12世紀
縦30.3cm、横67.3cm
B-2465

「A頼朝の命令を伝える文書」

源頼朝袖判御教書 大江広元筆（年未詳）七月廿二日

源頼朝（一一四七～九九）の側近で初代政所別当をつとめた大江広元（一一四八～一二二五）が、頼朝の意を奉じた文書です。元暦元年（一一八四）、頼朝は平氏追討を名目に梶原景時や土肥実平らを諸国の守護にあたる総追捕使に任じ、畿内近国に派遣しました。しかし、彼らの法にはずれた行ないは大きな問題となり、翌年二月に派遣された中原久経と近藤国平が鎌倉殿御使として非法の停止にあたりました。この文書は、国平に対し、院司が奉じた後白河法皇の命令（院宣）をうけた上での対処を指示したもので、元暦二年と推定されます。近年、広元は比較的奔放な草書と端正な楷書を書き分けていたという研究成果が報告されています。なお、広元が頼朝の右筆（代筆をする秘書）として執筆した場合、頼朝の袖判（文書の右端に加えた花押）が据えられることが多く、この文書でもその痕跡をわずかに確認できます。

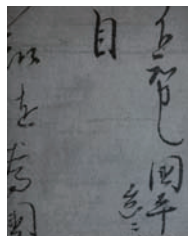
*政所別当：頼朝の家政事務機関として、幕府の財政・鎌倉の市政・訴訟などを担当した役所の長官

私二令沙汰たらハ、早可令沙汰／直也、院宣にて沙汰し／たらハ、尤可下知事也、国平か過／急ニハあらす文覚房知給、自／院所被給之所知を為国平／沙汰遣使者、或武士之押妨／之由、自高雄所令申也、若為／私結構者、不当之所行也、奉／院宣、於令下知者、不能左右事／也、凡者久経・国平雖一塵、不奉／院宣之外、輒不可致自由下知之／由、殊仰含了、然者美平・景時／武士之輩、於僻事者、任院宣可令／成敗之由、令仰含了、定無自由沙汰／欺之旨、思食之处、今有此訴、何様／事哉、早可令沙汰直也、仍執達／如件、

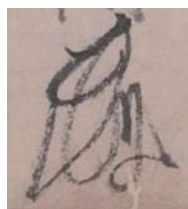
七月廿二日

広元奉

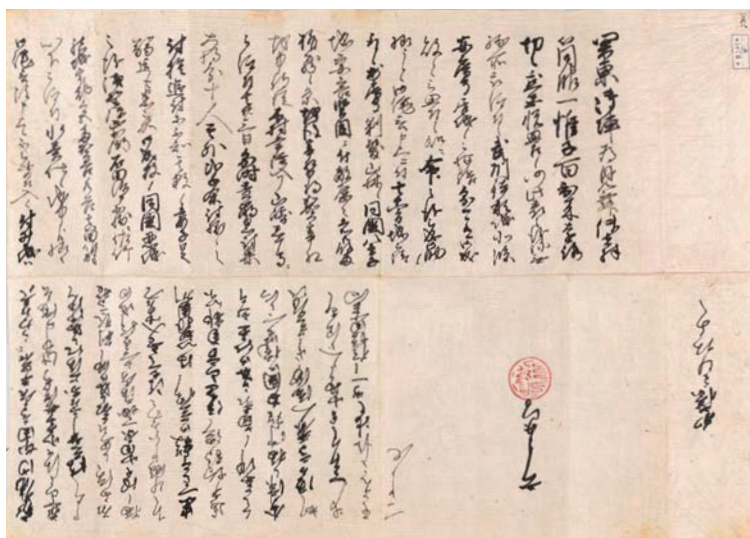
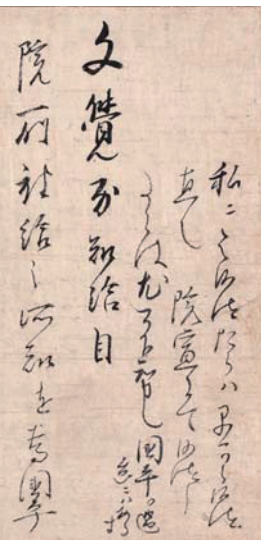
近藤七殿



（部分）
うっすらと頼朝の花押の跡がある



（参考）
頼朝の花押



秀吉書状

Letter from Toyotomi Hideyoshi
安土桃山時代・16世紀
縦47.3cm、横66.5cm
B-1784

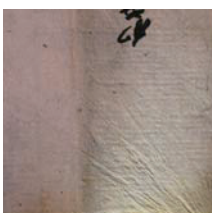
「A秀吉の権威を誇示する厚手の折紙」

秀吉書状（年未詳）六月廿八日 安土桃山時代・十六世紀

天下人となった豊臣秀吉（一五三七～九八）の出した文書の中には、通常のものより大きく、厚みがあり、シボとよばれる独特の凹凸のある檀紙（だんし）という和紙をみる事ができます。この文書の右下の部分には、紙の中心に向かう対角線上に引きつったような皺があり、それは右上にもみられます。通常は紙を漉いた後、板に貼りますが、この皺はぶら下げて干したことを示しています。おそらく、秀吉は独特な檀紙を使うことで、自分の権威を誇示しようとしたのでしょう。

平安時代の檀紙にはシボがなく、『源氏物語』に「厚肥えたる」「ふくよかなる」と香ばしきなどと表現されています。これは、東北地方でつくられていた「みちのく紙」がはじまりです。

紙にシボとよばれる凹凸がみられる

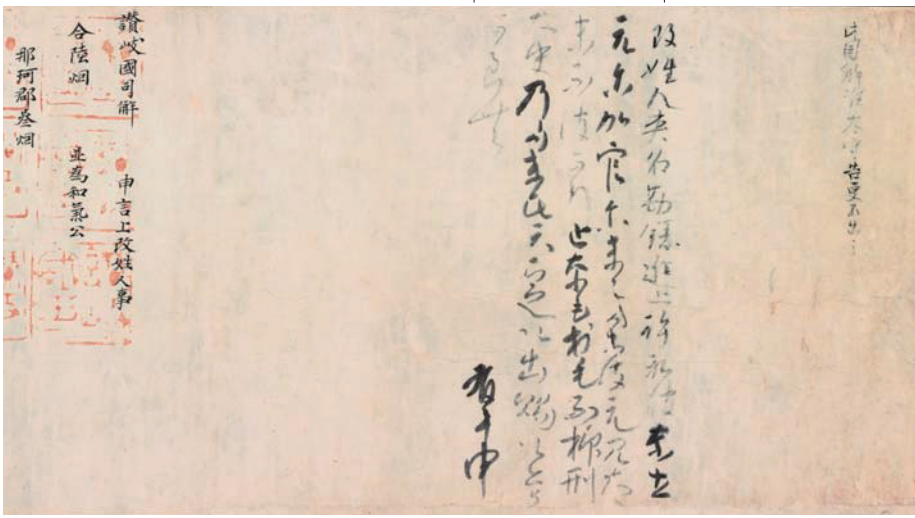


（右下部分）

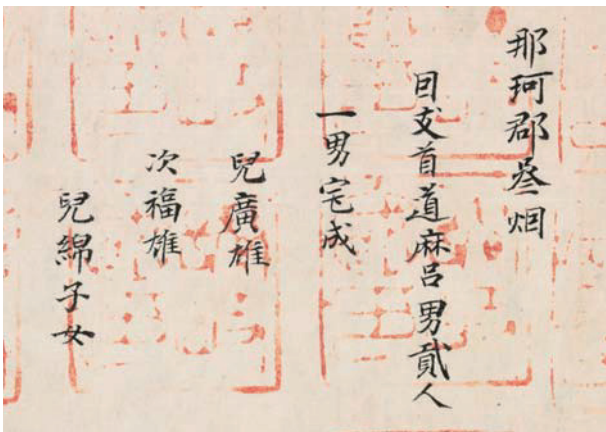
「改姓を願う家族のために作成した文書」
国宝 讃岐国司解 貞観九年（八六七）二月

讃岐国の那珂・多度両郡に住む一族六戸が、和氣公の姓に改めたいと願ったことについて、讃岐国司が太政官に奏上した文書です。巻頭には国司の介（次官）である藤原有年が草仮名で書いた文があります。解には、のちに滋賀・園城寺の開祖となった智証大師円珍（八二四～八九二）の幼いときの俗名である「廣雄」の名を記した戸籍が含まれており、円珍の出自を物語る史料でもあります。巻末の署名によれば、有年の上司である守、権守などは在京しているため、有年が関係書類をまとめて、解を作成しました。本文の右端にある「此国解准太守告更不出云々」は、この解は在京している国守の文書に準じるものであるという意味です。

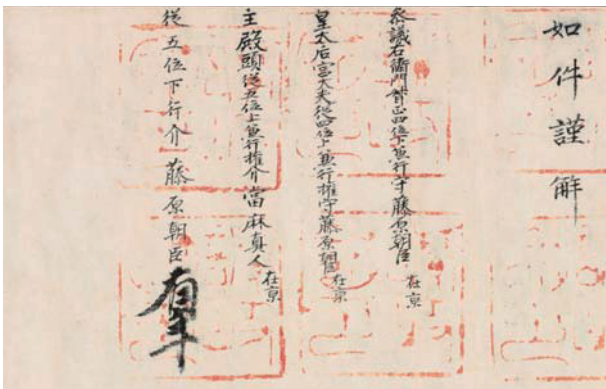
* 申文：朝廷や所属官司に提出する上申書
解：役所が上位の役所に出す文書



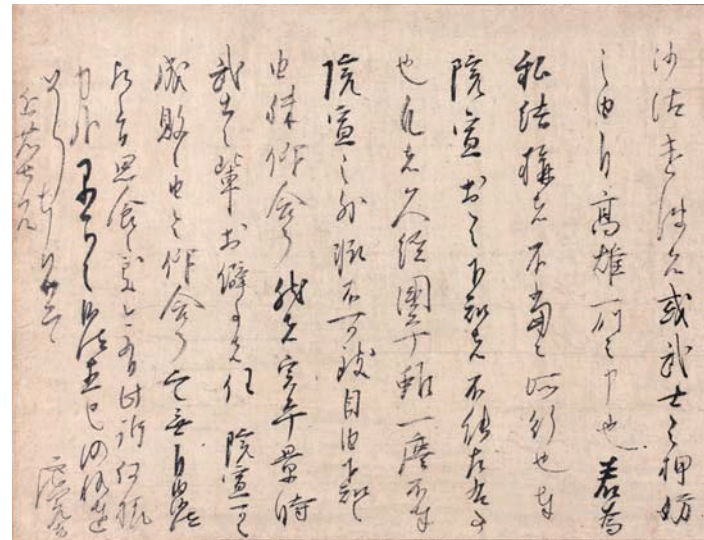
国宝 讃岐国司解（巻頭）
Petition from the Governor of Sanuki
平安時代・貞観9年（867）
縦30.0cm、全長266.0cm
B-2405-4



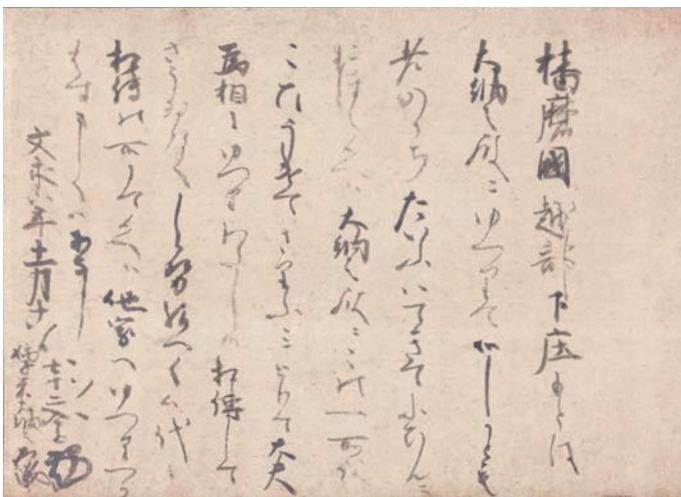
（部分）
円珍の幼名「廣雄」の戸籍がみられる



（巻末部分）
有年の上司である
右3名は在京している



源頼朝袖判御教書 大江元元筆
Official order of Minamoto no Yoritomo with signature
平安時代・12世紀 縦30.6cm、横54.8cm
B-2447



重文 讓狀 藤原為家筆、藤原為氏署判
Testamentary record of Fujiwara no Tameie
鎌倉時代・文永6年（1269） 縦30.8cm、横45.0cm
B-3044

播磨国越部下庄は、定家の子孫にあたる御子左家が相伝する所領で、はじめ為家（定家の子、一一九八～一二七五）から嫡子為氏（一二二二～一八六）に与えられました。しかし、為家の後妻である阿仏尼に為相が生まれたため、為家は為氏の手から同庄を悔返（いったん譲与した財物を取り返すこと）で、改めて為相に譲与し、他家に譲ってはいけなうとしました。もともと悔返は公家法では認められていませんでしたが、鎌倉時代に悔返を盛んに行なった武家法の影響を受けて行なわれるようになりました。本状は、七十二歳の為家の自筆で、四十八歳の為氏の同意を示す署判（署名と花押）が加えられています。

播磨国越部下庄、もとは大納言殿二ゆつりて候しかとも、老のうたいふいてきてふひん二おほえ候へハ、大納言殿二この一所を（請）うけて、さりふミとりて大夫／為相にゆつりわたし候、相伝して／さうあなくしらせ給へ候、代々／相伝の所にて候へハ、他家へゆつりつか／はすましく候、あなかし二

文永六年十一月十八日
七十二入道（為家）
嫡子前大納言（花押）

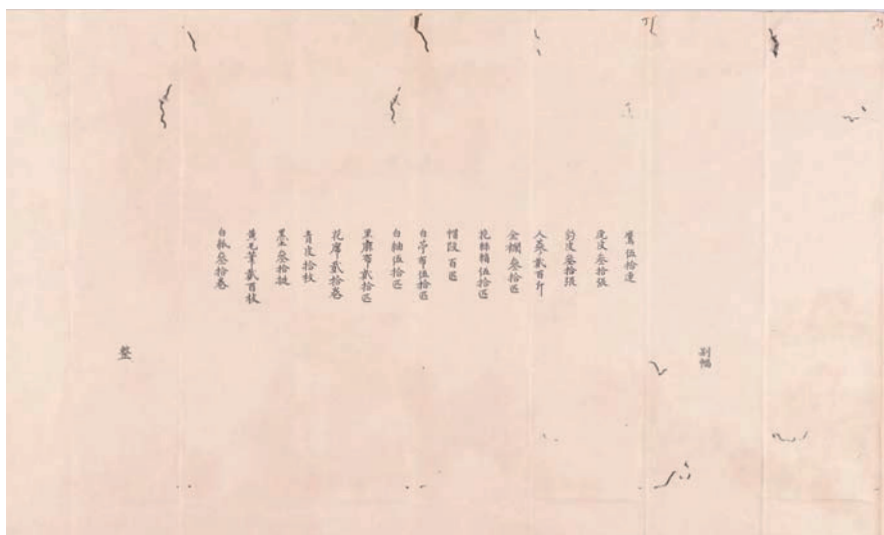
「祖父によって翻弄される一族の所領」
重要文化財 讓狀 藤原為家筆、藤原為氏署判
文永六年（一二六九）十一月十八日

『C』書き替えられた外交文書

重要文化財 朝鮮国書 ① 万曆四十五年（一六一七）五月
② 崇禎十六年（一六四三）二月

国家間の外交で、最も重要な文書が国書です。江戸時代初期、日本と朝鮮との間で国書が交わされるなかで、外交上の理由から、その仲介者の対馬藩が偽書を作成していた事実が露見する柳川事件が起きました。現在、東京国立博物館は、朝鮮国王の国書十五通（真書十四通、偽書一通）を所蔵しています。

国書は、本幅（書状）と別幅（贈答品の目録）からなります。真書は厚手の楮紙（楮の繊維からつくった手漉き紙）を丹念に打紙し、文章の上部をそろえるための針穴がみえ、文字も丁寧です。一方、上の別幅は偽書で、竹紙四枚を貼り合わせて厚みを出していますが、平滑な打紙とは違って、文字の墨がにじんできています。さらに形の異なる針穴とともに、ヘラを用いた横線が引かれています。虫損が多いのは、竹紙を貼り合わせる際に使用した糊を虫が好んだためです。



重文 朝鮮国書 別幅（部分）

Diplomatic Document between Japan and Korea, appendix

朝鮮時代・万曆45年(1617)5月 縦57.5cm、横125.4cm

B-1768-2-2

偽書・竹紙

『A』倭屋宗達の筆跡を伝える文書

書状 倭屋宗達筆
（年月未詳）二十五日 江戸時代・十七世紀

倭屋宗達は江戸初期の絵師。その生涯についてはわかっていないことが少ないのですが、この文書は現存する自筆書状です。

内容は、宗達が醍醐の蒸笋（皮付きのままの筍を釜ゆでにして乾燥させたもの）を五本受け取ったことに対しての礼状です。蒸笋はお湯でもどして食べる保存食と思われます。宛所の快庵については、醍醐寺の僧や、伊達政宗の侍医などと考えられています。詳細は不明です。その筆致には光悦流の影響が強くうかがえ、本阿弥光悦と宗達の関係を考える上で重要な資料です。

この文書は中央に折り目があり、もとは縦に中表に二つ折りして、奥から畳み、最後に宛所と差し出し人の名を書いたもので、画像をもとに複製を作成してみました。



重文 朝鮮国書（部分）

Diplomatic Document between Japan and Korea

朝鮮時代・崇禎16年(1643)2月 縦51.4cm、横134.2cm

B-1768-3-1

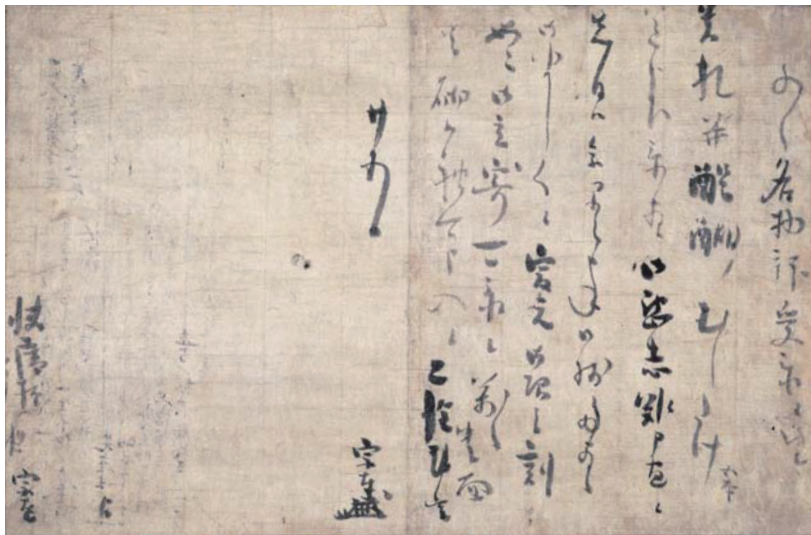
真書・楮紙

尚々、名物拝受忝候、以上、

貴礼并醍醐ノむしたけ五本、ノ送被下忝存候、御懇志難申尽候、
ノ先日ハ参早々申承、御残多存候、ノ御ゆかし候、爰元御次之刻、
ノ必々御立寄可忝候、万々貴面ノ之砌、御礼可申入候、恐惶謹言、
廿五日
宗達（花押）

快庵様
尊報

より
宗達

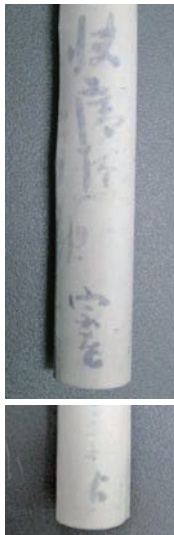


書状 倭屋宗達筆

Letter from Tawaraya Sotatsu

江戸時代・17世紀 縦29.1cm、横44.5cm

B-3007 安田建一氏寄贈



「快庵様 宗達」

「より」

画像をもとにつくった複製を二つ折りして畳むと「快庵様 宗達」の裏に「より」の文字がくる

古文書の世界

平成二十六年八月五日発行

執筆 高橋裕次（東京国立博物館）／編集・翻訳 東京国立博物館出版企画室
デザイン制作 D_CODE／発行 東京国立博物館 © 2014 東京国立博物館